

一産取り肥育とは、肉専用種又は交雑種の未經産牛を1回に限り出産の用に供した後に肥育する飼養方式で、**事前に飼養マニュアル等の提出が必要**です

1. 個体登録から交付までの流れ（通常肥育）

手続き	①もと牛の登録を申し込む 	②負担金を納付する 	③販売したことを報告する 	交付金交付  (販売から2か月後)							
期限	満6か月齢～満14か月齢に達する前日まで	納付月齢を迎える月の末日まで ※品種により異なります	販売した日を含む月の翌月15日まで (販売した日＝値段が決まった日)								
提出書類	✓ 肉用牛個体登録申込書 ✓ 所有を証明する書類の写し (例) 家畜市場等の導入伝票、子牛登記、家畜共済引受台帳、肥育牛台帳 など	・請求書に基づくため特になし ※各品種の納付期限 <table><tr><td>黒毛和種</td><td>満25か月齢に達する月の末日</td></tr><tr><td>褐毛和種</td><td>満22か月齢に達する月の末日</td></tr><tr><td>黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種</td><td>満20か月齢に達する月の末日</td></tr><tr><td>交雑種</td><td>満22か月齢に達する月の末日</td></tr></table>	黒毛和種		満25か月齢に達する月の末日	褐毛和種	満22か月齢に達する月の末日	黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種	満20か月齢に達する月の末日	交雑種	満22か月齢に達する月の末日
黒毛和種	満25か月齢に達する月の末日										
褐毛和種	満22か月齢に達する月の末日										
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種	満20か月齢に達する月の末日										
交雑種	満22か月齢に達する月の末日										

〔もと牛登録後、【肥育中に牛が死亡した】、【肥育開始日から8か月肥育する前に販売した】、【枝肉が全部廃棄となった】場合など〕▶肉用牛個体登録削除申出書を提出〕

注意

- 分娩又は死産・流産等があった場合、速やかに人工授精証明書や子のトレサ情報、獣医師の診断書などを提出してください。
- 相対取引で販売する場合は、現金手渡しでの取引ではなく、必ず金融機関を通してその通帳の写しを提出してください。
- 各手続きは牛個体識別情報でも確認しますので、牛トレサデータにおける転入・転出の届け出は速やかに行ってください。
- 期限を過ぎると個体登録や交付金交付が行えなくなりますので、提出期限は厳守でお願いします。

2. 承継・変更の手続きなど

手続き	➢ 登録生産者が亡くなり経営を引き継いだ ➢ 個人経営から法人化した など	➢ 法人名・代表者が変わった ➢ 引っ越しで住所が変わった など	➢ 飼養地を変更した ➢ 品種・生年月日を登録時から修正する など
提出書類	✓ 権利義務承継承認申請書 ✓ 要件審査申請書（承継先が新規の場合） ✓ 承継理由に応じた証拠書類 証拠書類の例：（相続の場合）死亡診断書や住民票の除票などの写し、（廃業等の場合）事業の売買契約書、資産繰入証明書などの写し	✓ 肉用牛生産者登録内容変更届 ✓ 要件審査申請書の変更部分更新版 法人の場合は履歴事項全部証明書などを添付してください。	✓ 個体登録内容変更届 ※牛トレサに変更が反映されていない場合には、変更後の内容を証明する書類

手続き	➢ 農場を閉鎖・新設した	➢ 牛マルキンをやめる
提出書類	✓ 牛トレサデータベースの利用手続き 農場内の牛のトレサデータを要件確認に使用します。	✓ 肉用牛生産者登録中止届